必ずお読みください。

令　和　7　年　度
岩手県保健福祉部健康国保課

特定医療費受給者　各位

特定医療費（指定難病）受給者証の更新申請について

あなたに交付している特定医療費（指定難病）受給者証は、令和７年９月 30 日で有効期間が満了します。

引き続き医療費の助成を受けようとする場合は、下記により更新手続を行ってください。

記

１　申請受付について

【申請集中受付期間】

令和７年６月９日（月）から令和７年７月 11 日（金）まで

※　申請集中受付開始前でも、申請に必要な書類がすべて揃っている場合は申請を受付けます。**集中受付期間内（初日や午前中）は混雑が予想されます**ので、御了承ください。

※　上記の期間以降も申請できます。ただし、受給者証を**９月末までにお届けできない場合があります**。

２　申請の留意事項について

【１】（対象：全員）

申請に必要な書類は、同封の次の書類を御確認ください。

・裏面「特定医療費（指定難病）受給者証更新申請書類チェックシート」

・別冊「特定医療費（指定難病）受給者証更新申請手続について」

【２】（対象：全員、特に世帯全員の医療保険の情報を提出が必要な方）

医療保険（保険証）の情報は、次の①～④のいずれかで確認します。

事前にコピーをしたうえでの提出をお願いいたします。

（受付窓口にマイナンバーカードの読み取り機はありません。）

① 保険証（被保険者証）の写し　※有効期間内のものに限ります。
② 資格情報のお知らせの写し
③ 資格確認書の写し
④ マイナポータルからダウンロードした資格情報画面の写し

【３】（対象：医療保険が「家族」の方）

医療保険の情報の確認方法②「資格情報のお知らせ」には、被保険者（扶養している人）の名前が記載されていませんので、**被保険者（扶養している人）の①～④のいずれかを併せて提出**してください。

３　受給者証の発送時期について

発送は、**令和７年９月 22 日頃から**順次郵送となる見込みです。

４　受給者証に関する変更手続きのお知らせ

令和７年４月１日以降は、「治療等を希望する指定医療機関を追加（変更）する場合」の変更の届け出を不要とします。なお、これまで通り、難病法に基づき各都道府県及び政令指定都市により指定された指定医療機関であれば、受給者証を利用可能です。

更新申請時の申請書には、指定医療機関名（病院・診療所、薬局、訪問看護）の記載が必要です。

裏面から提出書類確認用のチェックシートです。

特定医療費（指定難病）受給者証更新申請書類チェックシート

必要書類の詳細は別冊「**特定医療費（指定難病）受給者証更新申請手続について**」をご覧ください。（チェックシート内に付記しているページ番号を参照ください。）

１　医療機関が記載する提出書類

臨床調査個人票は、入手までに時間がかかりますので、まず医療機関へ作成を依頼してください。

	書類名	書類の説明等
□	臨床調査個人票 （同封しています）	・２ページ参照

２　市町村役場やコンビニ交付で取得する提出書類

	書類名	書類の説明等
□	住民票謄本（世帯全員分の住民票） ※　申請書の記載事項の確認のため、「マイナンバー有り」「続柄有り」のものを取得してください。	・発行から３か月以内のものが必要です。 ・２ページ参照
□	令和７年度市町村民税所得課税証明書 ※　市町村民税非課税世帯の方で、患者本人に非課税収入がある場合は次の書類も提出が必要	・令和７年１月１日時点に住所のある市町村役場等で取得する書類です。 ・「令和６年度」の市町村民税所得課税証明書では受付できません。 ・医療保険者の種類により、家族の分の提出も必要になります。 ・各市町村の証明書の名称や発行開始時期は、別添「令和７年度市町村民税所得課税証明書発行開始予定一覧」をご覧ください。 ・２、３ページ参照
□	障害年金等非課税収入の受給額（令和６年分（令和６年１月１日～令和６年 12 月 31 日）が分かる書類のコピー	

【準備の POINT①　】
まずは、臨床調査個人票の作成を医療機関に依頼するところから始めてください。規模の大きい病院では、入手まで数週間かかることが予想されます。

【準備の POINT②　】
医療保険の情報に関する書類が見当たらない場合は、早めにご自身の保険者（市町村国保、協会けんぽ、共済組合、国保組合など）に確認してください。

裏面もご確認ください。

３　既に持っている提出書類

	書類名	書類の説明等
□	**医療保険の情報を確認する書類のコピー** いずれか ・　保険証（被保険者証）のコピー ・　資格情報のお知らせのコピー ・　資格確認書のコピー ・　マイナポータルからダウンロードした資格情報画面のコピー	・患者の加入中の医療保険者の種類により、家族の分の提出も必要になります。 ・マイナンバーカードの健康保険証利用をしている方も、左記の書類の提出が必要です。 ・令和７年 10 月１日までに変更の予定がある方は、変更後に左記書類の提出が必要です。 ・４ページ参照
□	**特定医療費（指定難病）受給者証のコピー**	・記載事項に変更がある場合は原本を持参または郵送してください。 ・５ページ参照
□	**自己負担上限額管理票のコピー** ※　令和６年７月以降の記載ページ全て提出	・各月の医療費総額を確認し、軽症者特例、高額かつ長期特例の要件の確認を行います。 ・受診毎に医療機関が記載しているものです。 ・左記管理票の紛失などにより、別に医療費を証明する必要がある場合は、「医療費申告書」を医療機関に記入を依頼し、提出してください。 ・５、６、17、18 ページ参照

（お願い）コピーの取り方

①　印刷するもの　　②　紙のサイズはA4

！！注意！！
切り取らない

４　自分で記載する提出書類

	書類名	書類の説明等
□	**特定医療費（指定難病）支給認定申請書**（様式第１号）（同封しています）	・申請者（保護者含む）もしくは代理人が記載する書類です。 ・７～９ページ参照
□	**臨床調査個人票情報の研究等への利用についての同意書**（同封しています）	申請者（保護者含む）もしくは代理人が記載する書類です。 ・10 ページ参照
□	**医療保険者からの情報提供にかかる同意書**（同封しています）	・申請者（保護者含む）もしくは代理人が記載する書類です。 ・10 ページ参照

裏面もご確認ください。

５　該当する方のみ提出する書類

	書類名	書類の説明等
□	生活保護受給証明書	・生活保護認定を受けている方のみ提出が必要です。 ・11 ページ参照
□	世帯内に特定医療費（指定難病）や小児慢性特定疾病医療費の受給者がいることを証明する書類（医療受給者証）のコピー	・世帯内に指定難病や小児慢性特定疾患の受給者がいる方のみ提出してください。 ・11 ページ参照
□	人工呼吸器等装着者であることを証明する書類	・臨床調査個人票に含まれています。 ・該当者は医療機関に記載を依頼してください。・11 ページ参照

６　受付窓口で確認（提示）が必要な書類（マイナンバー等確認書類）

□

患者本人（保護者）による申請の場合

ア～ウのうちいずれかと、該当者は、エを準備してください。　　※ 12 ページ参照

ア	□通知カード　または　マイナンバー付きの住民票
	□顔写真付身分証明書(運転免許証・パスポート等)
イ	□通知カード　または　マイナンバー付きの住民票
	□受給者証、保険証等、児童扶養手当証書などから**２つ以上**
ウ	□マイナンバーカード
エ	□患者本人と同じ健康保険に加入している世帯員がいる場合、世帯員全員分のマイナンバーを確認する書類 （患者本人が被用者保険に加入している場合は、患者本人分と被保険者本人分）

代理人（患者本人（保護者）以外）による申請の場合

オ、カのうちいずれかと、該当者は、キを準備してください。　　※ 13 ページ参照

オ	□**代理人**の顔写真付身分証明書(運転免許証・マイナンバーカード等)
	□**患者本人（保護者）**の通知カード・マイナンバーカード・住民票(マイナンバー記載)のうちいずれか
カ	□**代理人**の保険証、児童扶養手当証書などから**２種類**
	□**患者本人（保護者）**の通知カード・マイナンバーカード・住民票(マイナンバー記載)のうちいずれか
キ	□患者本人と同じ健康保険に加入している世帯員がいる場合、世帯員全員分のマイナンバーを確認する書類 （被用者保険に加入している場合は、患者本人分と被保険者本人分）

※　通知カードについては、記載事項に変更がない場合のみ利用可能です

※　エ及びキは、マイナンバー有りの住民票謄本を取得していると、一つの書類で確認できます。

提出書類を御確認いただきありがとうございました。